○厚生労働省告示第二百十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月二十日から適用する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の2233から2245までの項中

なし	を	なし
プロスタグランジンＩ２製剤（注射薬に限る。）、トレプロスチニル、イロプロスト、マシテンタン、アンブリセンタン、リオシグアト、ボセンタン水和物、シルデナフィル、ＪＡＫ阻害剤、タダラフィル、ルクエン酸塩、タダラフィル		プロスタグランジンＩ２製剤（注射薬に限る。）、トレプロスチニル、リオシグアト、ボセンタン水和物、シルデナフィル、Ｊ045なし

に、

プロスタグランジンＩ２製剤（注射薬に限る。）、トレプロスチニル	を	プロスタグランジンＩ２製剤（注射薬に限る。）、トレプロスチニル
4 あり		4 あり

に改める。

○厚生労働省告示第二百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表（項）　医療保険給付諸費の項中「（目）　国民健康保険組合災害臨時特例補助金」を「（目）　国民健康保険組合災害臨時特例補助金（都道府県及び国民健康保険中央会に係るものを除く。）」に改める。

○厚生労働省農林水産省告示第四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十三条の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次の法人を指定認定機関として指定したので、同法第二十三条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕

名称	住所	食品の種類
一般社団法人日本精米工業会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号	精米

○厚生労働省農林水産省告示第五号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次のように高度化基準を認定したので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕

一　高度化基準を認定した指定認定機関の名称及び住所並びに当該高度化基準に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
一般社団法人日本精米工業会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号	精米

二　認定された高度化基準

認定された精米の高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○厚生労働省農林水産省告示第六号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次のように認定業務規程を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕

一　認定業務規程を認可した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
一般社団法人日本精米工業会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号	精米

二　認可された認定業務規程

認可された一般社団法人日本精米工業会の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○農林水産省告示第千三十号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第六条第二号イの規定に基づき、農林水産大臣が指定する品種を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年四月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　家畜改良増殖法施行規則第六条第二号イ(1)の肉用の品種であって農林水産大臣が指定するものは、黒毛和種とする。

二　家畜改良増殖法施行規則第六条第二号イ(2)の乳用の品種であって農林水産大臣が指定するものは、ホルスタイン種とする。

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町下草野字内底二二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内底二二七（次の図に示す部分に限る。）